

## 多様な働き方実践企業等若年求職者向け広報事業 業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

多様な働き方実践企業等若年求職者向け広報事業業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日

### 3 目的

ポストコロナにおいて県内企業の人材確保を図るため、コロナ禍を経て働き方を見直し、自らが望む働き方で働くことができる職場を模索する若年求職者等に向けて、働きやすい環境整備に取り組んでいる県内企業の魅力を SNS 広告等を通じて情報発信する。

### 4 業務委託の内容

#### (1) 県内の働きやすい職場広報業務

若者が利用する SNS 等にバナー広告等を掲載し、ランディングページへ誘導する。

##### ア バナー広告等の作成・掲出

###### (ア) ペルソナの設定

コロナ禍を経て働き方を見直し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業に興味を持つペルソナを6タイプ設定すること。居住地、職業、家族構成のほか、具体像として価値観やライフスタイル等を設定すること。

- ・大学生2種以上、その他若年求職者4種以上
- ・男女バランスを踏まえて作成

###### (イ) ランディングページの作成

若者が、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる埼玉県内の企業を認知し、就職先の候補として意識してもらえるような効果的なランディングページを作成すること。作成に当たっては、以下の掲載事業等をビジュアルでわかりやすく盛り込むこと。

ランディングページに掲載した事業から、各事業の詳細ページに遷移するようリンクを張ること。具体的なリンク先については県と協議の上決定すること。

また、作成したランディングページは、県が県独自の広報媒体（県アプリ、県SNS、県ホームページ等）での利用を可能とすること。

（掲載事業）

- ・多様な働き方実践企業
- ・男性育児休業等推進宣言企業
- ・テレワーク実践企業
- ・企業内保育所設置企業

（ウ）クリエイティブの作成

ペルソナごとにバナー等クリエイティブを1種以上作成すること。また、動画のクリエイティブも2種以上作成すること（ペルソナ6タイプ×1種以上、動画2種以上、計8種以上）。

デザイン案それぞれに、キャッチコピーを作成し、狙いや効果を付記すること。

また、作成したクリエイティブは、県が県独自の広報媒体（県アプリ、県SNS、県ホームページ等）での利用を可能とすること。

（エ）クリエイティブの掲出

SNS等の媒体にクリエイティブを掲出すること。

媒体は3種以上とすること。

クリック数は45,000回以上とすること。

掲出期間は9～10月のうち4週以上、11～12月のうち4週以上、1～2月のうち4週以上とすること。

掲出媒体等の提案と共に、想定する露出量及びクリック数を提示すること。

イ 掲出クリエイティブごとの検証・変更

掲出期間中、掲出クリエイティブごとのクリック数やクリック率の実施結果を一週ごとに報告すること。実施結果を元に、当初見込んでいた結果が得られているかを検証し、掲出バナーごとに想定するクリック数の実現のため、4（1）ア（ア）及び（ウ）の調整等を実施すること。

ウ 効果検証

掲出したクリエイティブの露出量やクリック数を含めた数値結果を元に、傾向を分析した報告書を作成すること。

（2）働きやすい企業の事例広報業務

県内の働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を取材し、若年者層が利用するウェ

ブ媒体等に掲載する。

#### ア 企業等の取材

##### (ア) 取材先の選定

埼玉県から提供する情報以外に受託者のネットワークを十分に活用して情報収集し、取材先を提案すること。最終的な決定は、埼玉県と協議の上行うこと。

##### (イ) 取材数

3社以上とすること。

##### (ウ) 訪問に当たっての注意事項

訪問に必要な交渉や取材は、受託者が実施すること。訪問先に負担をかけないよう配慮し、肖像権その他の権利を侵害しないこと。適宜、訪問先の企業等との打ち合わせ、調整を行うこと。旅費、資料作成、撮影等取材に要する費用は委託料に含まれること。

##### (エ) 実施計画書の提出

取材先の決定後、取材日時、主な質問事項等を記載した実施計画書を提出し、埼玉県と協議のうえで詳細を決定すること。

##### (オ) 実施報告書の提出

取材内容を記した実施報告書を提出すること。

#### イ 記事の作成及び掲出

##### (ア) テーマ・構成

「4(2)ア」で取材した企業の事例紹介を含めたものとし、具体的なテーマや構成は、当該ページの露出が増えるような内容を提案すること。詳細は埼玉県と協議の上決定すること。

##### (イ) 記事作成数

3本以上とすること。また、作成した記事は、県が県独自の広報媒体（県アプリ、県SNS、県ホームページ等）での利用を可能とすること。

##### (ウ) 掲載媒体数

1種以上とすること。

## 5 業務従事者及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、原稿執筆、デザイン、監修など業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (8) 本業務が完了した際は、作成した資料一式を編纂し、県に提出すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

## 7 委託契約額の支払

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。